

業務によって、派遣先が同一の業務に派遣を受け入れる期間に制限を設けている。

業務	派遣受入期間の制限
物の製造、軽作業、一般事務など	原則1年間 (過半数労働組合等の意見を聴いた上で、3年間まで延長できる。)
26業務など(※)	なし

※その他派遣受入期間の制限がないもの

- 3年以内の有期プロジェクト業務
- 日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下)
- 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- 介護休業等を取得する労働者の業務

専門的な知識等を必要とする業務について

「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」、又は「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」として政令で定める業務

1ソフトウェア開発	8ファイリング	15建築設備運転、点検、整備	21インテリアコーディネーター
2機械設計	9調査		22アナウンサー
3放送機器等操作	10財務処理	16受付・案内、駐車場管理等	23OAインストラクション
4放送番組等演出	11取引文書作成		24テレマーケティング
5事務用機器操作	12デモンストレーション	17研究開発	25セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
6通訳、翻訳、速記	13添乗	18事業の実施体制の企画、立案	26放送番組等の大道具・小道具
7秘書	14建築物清掃	19書籍等の制作・編集	
		20広告デザイン	

○ もともと1999年(平成11年)改正で派遣可能業務が原則自由化(ネガティブリスト化)される以前は、労働者派遣を行うことができる業務が、これらの26業務に限定されていたもの。

○ 原則自由化に伴い、新たに派遣可能となった26業務以外の業務については、派遣可能期間が1年(平成15年改正で最長3年に延長)に、26業務については、派遣可能期間の制限を受けないこととなった。